

姫路市教育委員会会議録（令和4年2月）

○ 日 時 令和4年2月10日（木）午後2時00分から

○ 場 所 第2会議室

○ 開 会（午後2時00分）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第59号 姫路市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 社会教育法第8条の2第1項に規定する特定事務を定める規則の制定に関する意見聴取について

議案第61号 姫路市立夜間中学の設置について

議案第62号 姫路市立学校条例の一部を改正する条例について

議案第63号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

議案第64号 令和4年度以降の姫路市立豊富幼稚園に係る対応について

議案第65号 姫路市立小学校における小規模特認校制度について

議案第66号 令和4年度学校園教育指針について

議案第67号 姫路市指定史跡名勝天然記念物の指定について

議案第68号 まん延防止等重点措置対象区域指定後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について

議案第69号 令和4年度教育委員会関係予算について

議案第70号 令和3年度姫路市一般会計補正予算（第12回 教育委員会所管分）について

議案第71号 姫路市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第4 報告

1 姫路市教職員・児童生徒意識調査2021の調査結果について

2 令和4年度からの学校給食費の公会計・無償化について

3 姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議の開催について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、山下委員、森下委員、角谷委員

（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、原田学校教育部長、福永生涯学習部長兼文化財課長、不動美術館副館長、柳谷美術館副館長、干谷城内図書館長、殿垣総務課長、三木学校施設課長、宮崎教育企画室主幹、三木教職員課長、平山学校指導課長、春名健康教育課主幹、西川教育研修課長、藤戸育成支援課長、大谷埋蔵文化財センター館長兼文化財課主幹

（書記）簗島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日は、松本委員から欠席の届出がございましたので、御報告いたします。出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により山下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、
議案第69号 令和4年度教育委員会関係予算について
議案第70号 令和3年度姫路市一般会計補正予算(第12回 教育委員会所管分)について
議案第71号 姫路市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
報告事項の3 姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議の開催について
が追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、議案及び報告事項の一括審議、並びに公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
まず、一括審議についてですが、議案第61号から議案第64号までは、関連がありますので、一括審議としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第61号から議案第64号までは、一括審議とします。

教育長

○ 次に、公開又は非公開についてですが、議案第 59 号及び議案第 61 号から議案第 64 号まで、議案第 69 号、70 号については、会議規則第 15 条第 3 号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関連する事件に該当し、議案第 65 号及び報告事項の 2 は、それに準じて公開が不適当な事件に該当するため、非公開とすることが適当であると考えます。

また、非公開とした案件の会議録につきましては、会議規則第 13 条第 4 項の規定に基づき、市議会での審議及び報告が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 59 号及び議案第 61 号から議案第 65 号まで、議案第 69 号、70 号及び報告事項の 2 は非公開と決定します。

また、非公開とした案件の会議録については、市議会での審議及び報告が終了した後に公表することと決定します。

なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

○ それでは、
議案第 60 号 社会教育法第 8 条の 2 第 1 項に規定する特定事務を定める規則
の制定に関する意見聴取について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第 60 号について説明)

本議案は、令和 4 年 2 月 3 日付けで、市長から「社会教育法第 8 条の 2 第 1 項に規定する特定事務を定める規則」の制定にあたり、意見伺いがあったため、市長からの意見聴取に対する教育委員会の意見を決定し、回答しようとするものでございます。

「1 意見聴取の理由」につきましては、「姫路市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」議案が令和 3 年第 4 回姫路市議会定例会にて可決されたことから、令和 4 年 4 月 1 日付で、姫路市立美術館、姫路文学館、姫路市書写の里・美術工芸館及び公民館の設置、管理及び廃止に関することの事務の権限が教育委員会から市長に移管され、それらの事務を市長が管理し、及び執行することとなったことに伴い、社会教育法第 8 条の 2 第 1 項の規定により、特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものを管理し、及び執行するに当たって当該教育委員会の意見を聴かなければならない事務を当該特定地方公共団体の規則で定めることとなっております。

また、同条第 2 項の規定により、特定地方公共団体の長は、当該規則を制定し、

又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないこととされていることから、市長から教育委員会に対して、意見の伺いがあったものでございます。

次に、「2 規則案の概要」につきましては、特定事務のうち姫路市教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして規則で定める事項は、

- (1) 姫路市教育委員会の職務権限の特例に関する条例第2条第1号に規定する特定社会教育機関の設置及び廃止に関する事務
- (2) 特定社会教育機関の管理に関する事務のうち、新たに開始し、又は終了することにより教育活動の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるものとなっております。

これら2つの事項については、いずれにつきましても、教育委員会が所管する学校教育との連携や社会教育の円滑かつ適切な実施を確保するために、現状からの変更が生じる場合には、事前に協議を行う必要があることから、市長が管理、執行する特定事務のうち姫路市教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして規則で定める必要があると考えております。

このようなことから、事務局としましては、意見の聴取が必要な事務として、現時点で想定されるものが規定されていることから、議案第60号の回答としましては、「異存ありません」としたいと考えております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- 意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第60号 社会教育法第8条の2第1項に規定する特定事務を定める規則の制定に関する意見聴取について
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第60号は、原案どおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第66号 令和4年度学校園教育指針について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校指導課長 議案第66号について説明)
まず、「学校園教育指針」発刊の趣旨でございますが、本指針は、「姫路市教育振興基本計画」の理念に基づき、本市における教育活動の充実のための基本的方向と具体的方策を示しながら、各学校園が、魅力ある学校教育の推進を協働実践

するためのものとして発刊しております。

令和4年度学校園教育指針の主な特徴と令和4年度重点項目について説明いたします。

表紙は、姫路城からの写真に、幼・小・中・義・高・特の6つの校種の幼児児童生徒の活動する様子の写真を掲載しています。

「幼児児童生徒が安全で安心して学べる学校園づくり」でございますが、昨年6月の特別支援学級における体罰・暴言事案を受けて、今後、このような事態が起こらないようにするために、教職員の非違行為の防止に向けて、「学校園における体罰・暴言等の非違行為防止策」「働きがいのある風通しの良い職場づくり」「初期対応・相談機関の周知徹底」の3項目について、新たに掲載し、全教職員に周知するものでございます。

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応」でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、学校園における取組に関する「学校園における感染症対策」「児童生徒の学習保障について」「教育活動上の留意点について」「幼児児童生徒の心のケアについて」「幼児児童生徒が安心して生活できる学校園づくりについて」「教職員の勤務・サービス、健康管理について」の6項目について、留意事項を昨年度に引き続き掲載しております。

「本市教育振興の基本的な考え方」でございますが、第2期姫路市教育振興基本計画より抜粋した「基本理念」「目指す人間像」「基本目標と計画体系」「基本理念の構造図」「計画体系図（学校教育分野のみ）」を掲載し、令和2年度に策定された第2期姫路市教育振興基本計画を周知する内容となっております。

「わかる授業の推進」でございますが、令和4年度重点項目の一つです。子供一人ひとりの興味・関心、発達や学習の課題を踏まえて、基礎基本を充実させるとともに、「主体的・対話的で深い学び」につながる授業づくりを推進します。

「小中一貫教育の推進」でございますが、令和4年度重点項目です。今年度、各ブロックで作成した9年間を一貫したブランドカリキュラムを作成しました。このカリキュラムを活用し、子供たちの主体的・対話的で深い学びを実現し、各学校の「開かれた学校園づくり」「カリキュラム・マネジメント」を推進します。

「特別支援教育の充実」でございますが、令和4年度重点項目です。発達障害をはじめとする特別な支援を要する児童生徒等の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うため、一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を進めます。また、チェックリストを掲載し、特別支援教育の体制を充実させるために活用できるようにしております。

「働き方改革の推進」でございますが、令和4年度重点項目です。会議・学校行事等の縮減・精選や、ICT活用による校務・業務の効率化を進めるとともに、教職員のメンタルヘルス対策や勤務時間の適正化を推進し、教職員相互の協力・協働による円滑な人間関係と風通しの良い働きがいのある職場環境づくりを進めます。

また、令和5年4月に県内で4校目の夜間中学として、市立夜間中学校を設置するため、その概要を周知するために囲み記事として掲載しております。なお、

校名につきましては、現在協議中のため、〇〇中学校となっておりますが、決定後、紙面に反映させてまいります。

「教育の情報化の推進」でございますが、令和4年度重点項目です。GIGA スクール構想に基づき整備した1人1台の学習者用端末をはじめとする ICT 機器や教育支援ツール等、ICT 環境を効果的に活用した質の高い学校教育を推進します。

「令和4年度 学力向上に向けての取組」でございますが、令和3年度全国学力学習状況調査結果の分析を踏まえ、姫路の子供に育みたい力、学習指導の工夫改善について、学校、家庭・地域、教育委員会が連携して行う学力向上の取組についての資料を掲載しております。

最後に、裏表紙の「姫路市における小中一貫教育のフレームで捉えた義務教育9年間の学び」でございますが、姫路市の進める小中一貫教育の取組の構造図を掲載しております。

以上、令和4年度学校園教育指針の特徴と令和4年度重点項目について説明いたしました。月の全市校園長会の場で、令和4年度の教育の方針を説明するとともに、学校園教育指針の冊子は、3月の下旬には、各学校園の各教職員に配布し、校園内研修等で全教職員に周知させるとともに、その後も学校訪問時等の指導において等のあらゆる機会を通じて活用してまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

令和4年度もコロナの影響がなくなることはないと思われませんが、文化・体育活動ができない場合の代替活動や学級閉鎖等で授業日数の不足による習熟度の差の補い方については、各学校の対応となるのですか、それとも教育委員会から指示して統一されるのですか。

(答)

これから感染状況がどのようになるか分からない状況ですので、その時の状況において、教育委員会から「この教育活動はストップの指示をする」ことについては、活動は学校規模により異なりますので、各学校の状況により判断するなど、その時の感染状況に応じて校長会と協議し、教育委員会から指示するもの、学校の判断によるものの2本立てで行います。

(問)

あらかじめ、案件により教育委員会から指示するもの、校長判断によるものの、項目の振り分けをしていますか。

(答)

明確な区分けはしていません。その時の状況により校長会等と協議し、よりよいものを考えてまいります。

(問)

この指針は校長会で説明するのですか。

(答)

2月14日の校園長会で説明し、教職員にも周知します。

教育長

- それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第66号 令和4年度学校園教育指針について
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第66号は、原案どおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第67号 姫路市指定史跡名勝天然記念物の指定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (文化財課主幹 議案第67号について説明)

姫路市教育委員会から姫路市文化財保護審議会に対しまして、史跡1件につきまして、姫路市指定史跡名勝天然記念物に指定の可否について諮問しており、その審議の結果、指定の価値ありとの答申をいただきましたので、指定理由を添付して議案として提出するものです。

辻井廃寺跡の指定理由につきまして御説明いたします。辻井廃寺跡は、姫路城の西北西約2km、現在の辻井集落の南部に所在しております。夢前川左岸の標高約19mの微高地上に位置しており、周知の埋蔵文化財包蔵地としては、主に縄文時代・弥生時代の集落遺跡である辻井遺跡と重なり合っております。巨大な塔心礎が地表に露出しており、周囲から古瓦が出土することから、古代寺院として戦前から注目されていたところであります。同遺跡は、これまで40次を超える発掘調査が実施されており、市内では最も調査が進んだ古代寺院遺跡でございます。

とくに塔心礎は、市内では溝口廃寺跡例に次ぐ規模を有するもので、宅地開発等の進展にもかかわらず原位置において保存されております。また、第1次発掘調査で検出した僧房及び雑舎とされる掘立柱建物群と井戸等についても、当時としては類例の少ない工法(プレキャスト工法)により、道路下に保存されております。

さらに、寺院遺構の下部で、寺院に先行する7世紀前半期の建物を検出しており、とくに僧房の下で見つかった大型建物は、その構造から豪族居館等の可能性があり、寺院遺構とともに道路下に保存されております。

このように辻井廃寺跡は、市街化が進行しているものの、播磨を代表する古代寺院の遺構とそれに先行する大型建物等の重要遺構が保存されており、姫路市史跡として指定する価値を有していると、評価されているところでございます。

以上が、指定理由の概要でございます。御審議をお願いいたします。

- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- (問) 塔心礎は柵をして保存されていますが、地下層は掘り起こすことはないのですか。
- (答) 道路として使用しているため、掘り起こすことはありません。
- (要望) 市内各地に史跡はあると思いますが、目に触れられないところがあるので、アーカイブ化し、「姫路の地下には、このような史跡がある」と総合的に分かるようにしてほしいと思います。
- (答) 前向きに検討します。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 67 号 姫路市指定史跡名勝天然記念物の指定について
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
- (委 員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 67 号は、原案どおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
議案第 68 号 まん延防止等重点措置対象区域指定後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (生涯学習部長 議案第 68 号について説明)
新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、教育委員会事務局生涯学習部が所管する社会教育施設の対応方針の決定について、緊急を要したため、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、その内容を報告し承認を得ようとするものでございます。
令和 4 年 1 月 27 日からまん延防止等重点措置の対象区域に指定されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管するすべての社会教育施設について、業種別ガイドライン等に基づく感染対策等を実施した上で通常どおりの開館時間とすることといたしました。
市主催及び共催イベントや行事につきまして、イベントの開催制限の目安等は、表に示すとおりでございます。
まず、感染防止安全計画を策定し、県対策本部事務局による事前確認を受けたもので、参加人数が 5,000 人を超えるイベントの開催を予定する場合には、人数

上限を 20,000 人とすることといたしました。ただし、「対象者全員検査」の活用により収容定員までの入場を可能といたします。その他、安全計画を策定しないイベントにつきましては、人数上限を 5,000 人とすることといたしました。

感染対策の徹底といたしまして、従前と変わらず、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず「三つの密」が発生しない席の配置や人と人との距離の確保、マスクの着用、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理など、基本的な感染防止策を講じることといたしました。また、収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること、大声ありのイベントで十分な人と人との間隔（できるだけ 2 m、最低 1 m）の維持が困難な場合は、開催について、慎重に判断することといたしました。

適用期間は、令和 4 年 1 月 27 日から同年 2 月 20 日までといたします。

教育長

- この件について各委員は質疑を願います。

教育長

- 意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 68 号 まん延防止等重点措置対象区域指定後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 68 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、
議案第 71 号 姫路市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (城内図書館長 議案第 71 号について説明)
「1 改正の理由」でございますが、図書館利用者の利便性を向上させるため、オンラインで個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを貸出券として登録することを可能とするにあたり、個人番号カードを貸出券として登録する場合は、貸出券に代え、貸出券番号を交付するよう、改正を行うものでございます。
また、図書館情報システムの導入により、資料返却時におきまして、貸出券の提示が必要なくなっていることから、当該規定の見直しを行うものです。併せて、一部規定の文言の整理も行うものでございます。
次に、「2 改正の内容」でございますが、個人番号カードを貸出券として登録する場合において、貸出券に代えて貸出券番号を交付することとし、貸出券に

ついて規定している文言に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）」の文言を加えるものでございます。

また、資料返却時に貸出券を提示する旨の規定を削るものでございます。

併せて、「申込書」等の文言を「貸出券申込書」の文言に整理、統一するものでございます。

「3 施行期日」につきましては、令和 4 年 3 月 1 日から施行することとしております。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

貸出カードを持っている人が、マイナンバーカードを使用する場合、番号を統合するのですか、それとも 2 本立ての運用になるのですか。

(答)

マイナンバーカードに貸出券番号を紐づけします。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 71 号 姫路市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 71 号は、原案どおり可決しました。

教育長

○ 次に、

報告事項の 1 姫路市教職員・児童生徒意識調査 2021 の調査結果について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校教育部長 報告事項の 1 について説明)

2011 年度より開始した本意識調査ですが、本年度の変更点として、調査項目の追加・修正のほか、回答方法を教職員調査、児童生徒調査ともに、Google フォームを利用したオンラインでの実施に変更いたしました。これは、昨年度に市内の全児童生徒に 1 人 1 台端末が整備されたこと、教職員の校務用端末からも回答が可能なこと、集計作業が容易で業者委託が不要となること等に鑑み、より円滑な実施とともに、学校と教育委員会事務局の業務負担軽減の実現につながることを意図して行いました。

調査結果の概要をまとめておりますが、ここでは特に本年度の特徴的な傾向について御報告させていただきます。

まず教職員調査についてでございますが、「1 全体的な傾向」として、多くの項目において昨年度調査より上昇がみられました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の一昨年度調査と比較しても、多くの項目に置いて上昇がみられます。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校生活への影響は依然あるものの、各学校の創意工夫・努力により、学習面や生活指導面で落ちついて児童生徒に向き合う時間が確保できるようになってきていることが反映されていると思われまます。また、新学習指導要領の全面実施に伴い、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善への意識が高まり、校内研修等が進められていることも影響していると考えられます。

次に、「2 短時間学習の活用」につきまして、昨年度は臨時休業明けの授業の遅れを取り戻すための工夫として特に小学校において活用が進んでおりましたが、今年度は中学校においても効果的な活用が進んできていることがうかがえます。

「3 特別支援推進事業」につきまして、児童生徒の不安軽減に効果があると考えられる教職員が増加しております。この質問は、これまで「特別支援事業、教育支援」と表記していたものを、今年度、具体的内容である「交流及び共同学習、特別支援教育支援員配置、プール介助員配置等」と示しました。これにより、評価対象事業がイメージしやすくなり、より適正に評価されたものと思われまます。

「4 主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組につきましては、新学習指導要領が全面実施になったこと、ICT 端末の整備により調べ学習や協働的な学び機会が充実したことなどから、教職員の意識が大きく上昇したと考えられます。

「5 研修」の取組につきましては、教職員が「with コロナ」の業務に上手く対応し、落ち着いて研修することが可能となったこと、実施方法の一つとしてオンライン研修が成立するようになってきたことから、数値が上昇したと考えられます。

次に、児童生徒調査についてでございますが、「6 学校の図書館の利用による学習」の数値が減少しております。1人1台のICT 端末が整備されたことに伴い、調べ学習を進める際に、学校の図書館を利用する機会が減ったため数値が減少したと考えられます。

次に、「7 パソコンを使って学ぶことは好き」の項目につきまして、小学校では9割を超える高い数値を維持しております。また、中学校の数値も昨年度と比べ大きく上昇しております。1人1台端末が整備され、世間からの関心が高まる中、中学校での活用も進んだものと考えられます。

続いて「8 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善」の児童生徒の実感は、全体的に上昇傾向にあり、教職員の授業改善に対する取り組みが着実に進んでいることがうかがえます。

「9 児童生徒の自尊感情」は微増しています。今年度も中止や縮小を余儀なくされたものもありましたが、昨年度に比べ、学校行事や地域の人と関わる機会が増加し、他者から認められる経験をする回数が増えたことが影響したと考えられ

ます。また、これらの項目は一昨年度調査と比較しても上昇しております。近年、組織全体での児童生徒理解に基づいた生徒指導の推進に継続して取り組んでおりますが、コロナ禍における子供たちの「心のケア」について、教員が特に意識して丁寧に取り組んでいることがうかがえます。

本調査の結果につきましては、既に各学校に送付し、活用をお願いしておりますが、今後、市立学校園の全教職員へ配付する『学校園教育指針』にも一部を掲載し、全市的な共有を図りながら、更なる取組の改善に努めたいと考えております。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(要望)

全般的には、前年度よりよくなっていますが、学校の図書館の本を使って学習することは減少しています。コロナや1人1台端末の影響もあるかと思われそうですが、情報の入手方法は、自分が体験したことから、手軽にインターネット検索で、責任編集された図書から、様々ありますが、バランスよく学べるような環境づくりをしてください。

(答)

大事なことです。図書館の利用も含め、取り組んでまいります。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の3 姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議の開催について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教職員課長 報告事項の3について説明)

本市の市立学校園における体罰等の防止対策について、専門的な見地や保護者の立場から幅広く意見を求めることを目的とした、「姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議」の第3回目を2月8日に開催いたしました。

第2回の検討会議では、検証委員会からの報告、そして論点単位でご検討いただきました。前回は、検証意見書をもとに、「体罰等の防止について」と「体罰等を認知した場合の対策について」の2つの観点の6事項に、審議を進め、委員の皆様から保護者の立場や、有識者、学校の立場からご意見をいただきました。

第3回目の検討会議では、引き続き、「特別支援教育に関する意見」について審議を進め、委員の皆様から、学校園に対して、市教委に対して、と論点を整理しながら多くのご意見をいただきました。

具体的には、特別支援学級担任としての資質や人権意識の向上、知識や専門性の不足、特別支援教育を学校全体で取り組む必要性や職場環境の体制づくり、人

員配置の問題、さらに、教育委員会や専門機関との連携や相談体制の確立についてなどのご意見だけでなく、特別支援教育を充実させるための具体的な方策についての提案などもいただきました。

今後、姫路市教育委員会としましては、検証委員会や検討会議によるご意見を踏まえ、体罰防止についての対策と特別支援学校の充実に向けて、「すぐに取り組めること」「今後検討していくこと」に整理しながら、今後、実施していく本市の対策を取りまとめていく予定です。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

資料3「体罰・暴言等発生時の学校対応」のチャートに番号を振らないのですか。番号があれば、どの順番で何をすることが分かりやすく、いざという時、迷わずに行動できると思います。

(答)

状況によって、どこに連絡すればよいかというのは、私の経験上、必ずこの順番でと決まっていない場合もあるので、臨機応変に対応できるように今のところ順番を入れていません。慣れていない先生にとって、番号があったほうが分かりやすいということであれば、検討いたします。

(問)

このチャートに各学校の連絡先を入れるのですか。

(答)

連絡先を入れると見づらくなるので、別葉にしてセットにする予定です。

(問)

先生から児童生徒に対しての体罰を別の先生が見かけた場合、その先生が直ちに対応されるのですか。

(答)

状況にもよると思います。見た先生が注意できる立場の人であれば、その場で止めるのが一番だと思います。ベテランの先生が体罰を行っているところを新しく来られた先生が見かけた時など、その場で止めるのが難しい場合は、職員室に助けを求めに行く流れになると思います。

(意見)

長期間放っておかないように、緊急時の対応も少しあってもよいのではと思います。

(答)

緊急時の対応については、対応の流れを表した資料を学校長へ配布し、指導しています。

(問)

チャートに記載のある「事案対策本部」を置くかどうかについては、誰が決めるのですか。

- (答) まず、管理職が判断します。管理職で判断が難しい場合は、教育委員会へ連絡するようしており、教育委員会で判断し、設置の可否を指示します。
- (意見) そうすると、事案対策本部を誰が発動するかも含め、チャートに順番を入れておいたほうが良いと思います。
- (答) そのあたりは、分かりやすくしていきたいと思います。
- (意見) チャートに番号を振ること等の意見を反映し、修正してください。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれです承したいと思います。
- 教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。
議案第59号 姫路市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (総務課長 議案第59号について説明)
姫路市職員定数条例の一部改正に関して、地方教育行政組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見の申し出をしようとするものでございます。
「1 改正の理由」につきましては、令和4年4月1日付で、姫路市立美術館、姫路文学館、姫路市書写の里・美術工芸館及び公民館の所管が、教育委員会から市長の事務部局へ移管されることにより、教育委員会事務局及び教育機関の在籍職員数が減少するため、定数を減員するものでございます。
次に、「2 改正の内容」につきましては、教育委員会の事務部局及び教育機関の職員の定数を690人から660人に変更するものでございます。
「3 施行期日」につきましては、令和4年4月1日となっております。
- 教育長 ○ この件について各委員は質疑を願います。
- (問) この関係の職員は、市長部局へ転籍されるのですか。
- (答) 教育委員会から市長部局へ出向し、市長部局で新たな辞令をもらいます。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第59号 姫路市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
- (委員) [挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 59 号は、原案どおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第 61 号 姫路市立夜間中学の設置について
議案第 62 号 姫路市立学校条例の一部を改正する条例について
議案第 63 号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
及び
議案第 64 号 令和 4 年度以降の姫路市立豊富幼稚園に係る対応について
一括審議します。

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (教育企画室主幹 議案第 61 号から議案第 64 号について説明)
議案 61 号から議案 64 号につきましては、夜間中学に関する内容と、幼稚園の休廃園に関する内容でございます。関連議案となりますので、合わせて御説明いたします。
それではまず、議案第 61 号「姫路市立夜間中学の設置について」でございます。
まず、「1 設置の理由」でございますが、平成 28 年 12 月に成立した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる「教育機会確保法」において、地方公共団体は学校における就学の機会が提供されなかった者に対し、夜間その他特別な時間において授業を行う学校での、就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとされております。
一方、兵庫県では、現在、神戸市に 2 校、尼崎市に 1 校、夜間中学が開設されておりますが、いずれも阪神間に設置されていることから、同法の趣旨を踏まえ、本市において、令和 5 年 4 月を開校時期として、播磨地域を主な対象地域とする夜間中学を、設置するものでございます。
次に、「2 設置の概要」でございます。設置場所は、現在の姫路市立東小学校の空き教室を活用して、設置するものでございます。
次に、「3 資料」でございますが、別冊の「姫路市立夜間中学設置基本計画(案)」につきましては、11 月 30 日の臨時教育委員会において一度、説明をさせていただいております。その後、パブリック・コメントの内容を踏まえて、一部修正を加えたものを、今回、御提示しております。
本市が設置する学校の内容に関する事項につきましては、夜間中学の学校づくりの視点を記載するほか、入学対象者や設置形態として、校長などを配置する単独校とすることなど、学校の概要を記載しております。計画に記載していない事項や内容の詳細につきましては、今後、具体的に検討を進めてまいります。
それでは次に、パブリック・コメントによる基本計画の主な修正点と内容について御説明いたします。
計画案に長期欠席者数と不登校者数を記載しておりますが、不登校者数の注釈

も必要ではないかとの指摘に基づき、不登校者数の注釈を追加しております。

次に、(1)ア「設置している自治体」の文章の末尾ですが、夜間中学の開設に向けた動きとして、まだ、全国の自治体で夜間中学の開設に向けた動きが加速している状況とはいえ、とのご意見を踏まえ、検討する自治体が増えていると、修正しております。

次に、(2)ア「入学対象」のうち、(イ)の末尾、カッコ書きの部分について、日本国籍、外国籍といった表記をしておりましたが、「国籍等は問いません。」と表現を整えております。

次に、「近隣市町の在住者」としておりましたが、「近隣」が指す市町が曖昧ではないか、との御意見をいただきましたので、「市外の在住者」としております。

そのほか、表記方法等、一部修正を加えております。基本計画の主な修正箇所につきましては、以上でございます。

続きまして、「姫路市立夜間中学基本計画（案）に関する市民意見の募集結果について」でございますが、

1 (1)市民意見の募集は、令和3年12月21日から令和4年1月21日まで行いました。

2 (1)市民意見の提出件数ですが、上記1(2)の意見を提出できる方の①から④までの区分に該当する方として、17通79件、その他、他都市の夜間中学の教員の方々などからもご意見をいただきましたので、参考意見として、8通22件を頂戴しております。

(2)意見の内容といたしましては、夜間中学の基本方針に関することが最も多くなっております。

パブリック・コメントの意見とその回答の主な内容をご紹介しますと、

まず、入学対象者について、不登校等の現役中学生の編入も認めてほしい、という御意見ですが、考え方としましては、夜間に授業を行うことから、通学や生活時間の観点から、一定の課題があると考えている。まずは、学齢期を過ぎた方を対象として、状況を見極めたいとしております。

設置場所に関する御意見については、特にJR姫路駅周辺での設置を望むご意見がありましたが、考え方としましては、最寄り駅のJR東姫路駅はJR姫路駅の隣接駅であり、学校から徒歩5分程度であるため、遠方から来られる場合でも、交通利便性は高いと考えているとしております。

修業年限については、「義務教育の保障であるなら9年とするべきではないか」との御意見がありましたが、考え方としましては、入学される方はある程度の社会経験を積まれていることも考慮し、状況により延長する必要もありますが、集中して学習していただくことも重要であることから、修業年限を3年として、上限を6年としたいと考えております。

教職員の配置に関することについて、特に外国籍の方の学習に配慮する御意見が多くありました。考え方としましては、日本語指導にはきめ細かな対応が必要であることから、配置する教員に対しては、研修を進めるほか、県と連携しながら、知識や経験を持った教員や支援員の配置に努めたいとしております。

また、就学援助や給食に関する御意見については、考え方としましては、基本計画に記載していないものの、生徒が安心して学べる環境づくりの観点から、検討を進めたいとしております。

議案 61 号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第 62 号「姫路市立学校条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

この度の学校条例の改正は、夜間中学の設置と、幼稚園の廃止を行うためのものでございます。

「1 改正の理由」についてでございますが、先ほど、議案第 61 号におきまして、姫路市立夜間中学の設置について、御説明いたしました。いわゆる教育機会確保法に基づき、本市においても年齢や国籍等にかかわらず教育の機会を提供することを目的として夜間中学を設置することとし、姫路市立学校条例の別表第 1 に、施行年月日を令和 5 年 4 月 1 日として、「姫路市立あかつき中学校」を加えようとするものでございます。

また、学校名の「あかつき中学校」につきましては、学校名を公募し、決定いたしました。ここで、学校名の内容について、少し御報告申し上げます。

『2 趣旨』でございますが、「あかつき」の言葉は、夜が明けようとする頃、太陽が昇る前の空が少し明るくなり始める頃を指す言葉で、「成功したあかつきには」というように、ある事柄が実現する際にも使われる言葉です。

生徒の皆さんが、夜間中学において、さまざまな人々と出会い、少しずつ努力を重ねる中で、明るく希望に満ちた未来が広がっていくことを願って命名したものでございます。また、東小学校内に設置することから、東から日が昇っていくイメージを重ね合わせております。

次に、『3 公募内容』ですが、(1)募集期間は、1 月 7 日から 24 日までとし、募集条件は(2)のとおりとし、市外の方々からも募集可能といたしました。その結果、(4)の公募結果ですが、117 人 250 件の応募がございまして、そのうち、「あかつき」の名前を応募くださったのは、2 名で、それぞれ 1 万 5 千円ずつの図書カードをお渡しする予定です。夜間中学に関する御説明は以上でございます。

次に、幼稚園の廃園について、御説明いたします。

「1 改正の理由」の(2)幼稚園についてですが、昨年 12 月に御承認いただきました「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画（第 1 期）」に基づきまして、市立就学前施設の適正配置を図るため、統合再編の対象となる幼稚園 4 園を廃止するものでございます。

その廃止時期は地域の実情等、各園の状況によって異なりますが、実施計画として一体的に取り組むものであることから、一括して改正するものでございます。

次に、「2 改正の概要」でございますが、(2)幼稚園につきましては、別表第 2 のうち、「姫路市立城西幼稚園」、「姫路市立豊富幼稚園」、「姫路市立四郷幼稚園」及び「姫路市立置塩幼稚園」を削ります。

「3 施行期日」につきましては、(2) 4 つの幼稚園につきまして、廃止日の

順に、施行日は、置塩幼稚園は令和4年4月1日、四郷幼稚園は令和5年4月1日、豊富幼稚園は令和6年4月1日、城西幼稚園は令和7年4月1日でございます。

続きまして、議案第63号「姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定」についてですが、先ほどの学校条例と同様に、廃止する4つの幼稚園につきまして、幼稚園園則の別表から、削るものでございます。

それでは、最後に議案第64号「令和4年度以降の姫路市立豊富幼稚園に係る対応について」、御説明いたします。

令和4年度以降の姫路市立豊富幼稚園につきましては、先ほど、議案第62号でも御説明しましたとおり、令和5年度末で廃止することとしておりますが、先般、来年度入園児童について募集を行いました、来年度に新たに入園を希望する園児がなかったことに加え、現在、在園しております、次年度に5歳児となる2名の園児が、次年度からは他の就学前施設に入所するため、退園願が提出されました。

このことから、今後は園児を募集せず、廃止する令和5年度末まで休園とするものでございます。

以上、議案第61号から議案第64号まで御説明申し上げました。どうぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(意見)

夜間中学で、外国籍の生徒に対する日本語のサポートの重要性は分かりますが、民間の語学学校で授業料を払って日本語を学ぶ方もおられる中で、夜間中学に入れば、無料で日本語が学べる可能性があるとしたら、入学対象としてよいのか、そういう識別をするのか、しないのか気になります。

また、給食については、社会人として自分で用意してもらうほうが良いと思います。

(答)

母国で中学校を卒業していない人が入学対象になりますが、日本語を無料で学びたいとの理由だけでは入学は難しいことから、個別面接の中で入学対象かどうか判断してまいります。

(答)

給食については、それぞれの文化や宗教等の関係で食べられないものもありますので、基本的には希望者に提供したいと考えています。

(問)

豊富幼稚園2名が他園に移られるのは、豊富幼稚園が令和5年度末で廃園になることを知ってのことですか。

(答)

地元でも廃園については理解されておられますが、こちらからも保護者にどうされるか確認したところ、園児が2名だけであるのなら他園に移るといった判断をされ

ました。

教育長

- それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 61 号 姫路市立夜間中学の設置について
議案第 62 号 姫路市立学校条例の一部を改正する条例について
議案第 63 号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
及び
議案第 64 号 令和 4 年度以降の姫路市立豊富幼稚園に係る対応について
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 61 号から議案第 64 号までは、原案どおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第 65 号 姫路市立小学校における小規模特認校制度について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (教育企画室主幹 議案第 65 号について説明)
「1 制度の概要」でございますが、本市では、教育的な視点から、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、基本的な考え方をまとめた姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針を令和 2 年 2 月に策定いたしました。
この基本方針において、小規模な学校の取組方策の一つとして小規模特認校制度を挙げており、具体的な導入に向けて、制度を整えようとするものでございます。
この制度は、小規模の小学校において、保護者及び児童が希望する場合に、校区外からの就学を認めることにより、地域と連携した特色ある教育活動を通じて、児童の心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培うとともに、複式学級の解消など学校の活性化を図ることを目的とするものです。
次に、「2 制度の運用」につきましては、校区の住民や学校、保護者が、学校地域協議会において、活力ある学校づくりのための取組方策を検討し、地域資源を生かした教育活動等を進めることとします。
なお、一定期間内、原則として 5 年間に、全学年 1 学級以上とならない場合は、統合等の取組方策を進めるものでございます。
「3 制度の運用開始時期」は、令和 5 年 4 月としたいと考えております。
「4 実施方法」でございますが、小規模特認校制度は学校選択制の一つであることから、姫路市校区外学校就学基準に基づき、保護者からの申請を受けて、小規模特認校への就学を認めることとします。
「5 就学の条件」は、小規模特認校への就学を希望する児童や保護者の方に

承諾していただく事項でございます。具体的には、

- (1) 姫路市内に居住していること。
- (2) 小規模特認校での学習や活動ができる心身の状況にある児童であること。
- (3) 保護者が、小規模特認校の教育活動を理解し、P T A活動や地域との交流活動に最大限協力できること。
- (4) 保護者の負担と責任により、児童を安全に通学させること。
- (5) 原則として、卒業までの間、通学する意思があること。

この(1)～(5)を全て満たしていただくこととしております。

次に、「6 小規模特認校を実施する学校」につきましては、筋野小学校及び安富北小学校において実施したいと考えております。両校は既に複式学級を有しており、それぞれの校区の地域住民や学校、保護者による学校地域協議会を令和2年12月から設置し、検討を進めておられます。その結果、両校とも、令和5年度からの小規模特認校制度の導入を目指して、実施計画をまとめられ、先月28日に教育長に提出されたところです。

教育長

- この件について各委員は質疑を願います。

(問)

この審議は、2校の内容等についてではなく、制度自体についてですか。

(答)

そのとおりです。

教育長

- それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第65号 姫路市立小学校における小規模特認校制度について
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第65号は、原案どおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第69号 令和4年度教育委員会関係予算について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (教育次長 議案第69号について説明)
令和4年度歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る部分に関する意見の申出について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長への意見の申出を行おうとするものでございます。主な内容や、令和3年度当初予算と比較して大きな増減が見られる科目について御説明いたします。
まず、歳入でございます。分担金及び負担金から市債までで、総額38億5,355万7千円で、前年度に対しまして10億132万9千円、20.6%の減額となっております。

ります。

増減の主なものについて御説明いたします。まず、国庫支出金が、2億9,906万5千円で、5億1,752万9千円の減額となっております。これは主に、小・中学校の施設改修について、補正予算により令和3年度に前倒しすることに伴う、国庫補助金の減少によるものでございます。

また、県支出金が、1億3,867万1千円で、1億8,276万3千円の減額となっております。これは主に、学習指導員配置に係る県委託金の減によるものでございます。

また、諸収入が、25億2,278万2千円で、22億5,934万円の増額となっております。これは主に、学校給食収入で、学校給食費の公会計化に伴う、学校給食収入の皆増によるものでございます。

また、市債が、5億6,770万円で、25億5,390万円の減額となっております。これは主に、小・中学校の施設改修について、補正予算により令和3年度に前倒しすることに伴う小・中学校債の減少や、日本城郭研究センター改修整備事業が完了したことによる文化振興債の減少及び公民館大規模改修数の減による生涯学習振興債の減少によるものでございます。

歳出につきましては、すべて教育費で、教育総務職員報酬給与費までの、総額186億3,245万5千円で、前年度に対しまして、14億4,745万5千円、7.2%の減額となっております。

増減の主なものについて、御説明いたします。まず、教育総務費の教育指導費が、1億2,793万5千円の減額となっており、これは主に、学習指導員の減員等によるものでございます。

保健体育費が、10億151万円の増額となっており、これは主に、学校給食用食材費の皆増によるものでございます。

また、小学校費の学校建設費が、5億4,371万5千円の減額となっており、これは主に、学校施設改修について、補正予算により令和3年度に前倒しすることに伴う学校施設改修工事費の減によるものでございます。

また、中学校費の学校建設費が、6億2,481万4千円の減額となっており、これも小学校費と同様に、学校施設改修について、補正予算により令和3年度に前倒しすることに伴う学校施設改修工事費の減によるものでございます。

文化振興費の図書館費が、4億1,316万6千円の減額となっており、これは主に、日本城郭研究センター改修整備事業が完了したこと等による図書館整備費の減によるものでございます。

生涯学習振興費の公民館費が、7億293万5千円の減額となっており、これは主に、公民館の改修工事数の減によるものでございます。

次に、教育委員会の令和4年度の主要事業の概要について御説明いたします。

最優先課題Ⅰ 未来を育てる「ひとつづくり改革」の「学齢期からの支援」として、まず、「学校給食の第3子以降の無償化」につきましては、多子世帯の家計負担を軽減するため、市立小中学校、義務教育学校、特別支援学校の学校給食について、第3子以降の給食費約2億円を無償化します。

次に、児童・生徒の相談体制の充実として、「ヤングケアラー対策の強化」につきましては、多機関連携によるヤングケアラーの早期発見、把握、支援に向け、支援マニュアルを活用し、「気づく」「つながる」「支援する」の観点から対策を強化します。

「不登校児童への支援」につきましては、個々の不登校児童・生徒の状況に応じて、きめ細かに社会的自立に向けた支援を組織的・計画的に実施するとともに、不登校児童・生徒の学習の遅れを防ぐため、デジタル技術を活用し、児童・生徒の状況に応じた教育支援を実施します。

「スクールソーシャルワーカーの活用・充実」につきましては、福祉の専門家としてスクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を含め児童・生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援や学校への助言を行います。

次に、「夜間中学の設置」につきましては、義務教育を未修了のまま学齢期を経過した人、不登校などさまざまな事情により十分な教育を受けられなかった人に対し、義務教育を受ける機会を実質的に保障するため、令和5年4月に姫路市立東小学校に夜間中学「姫路市立あかつき中学校」を開設します。

学校施設等の整備の「市立学校のトイレの洋式化・ドライ化」につきましては、市立小中学校、義務教育学校のトイレの洋式化・ドライ化を推進し、令和4年度での事業完了を目指します。

次に、時代の変化に応じた教育環境の在り方検討として、「市立小中学校規模・配置の適正化」につきましては、児童・生徒にとってより良質な環境で教育が行えるよう、適正な学校規模への移行により、少子化に対応した活力ある学校づくりを推進するとともに、保護者や地域住民等と教育上の課題の共有を図るほか、緊急性の高い学校に保護者や地域住民等による学校地域協議会を設置し、方策を協議・検討します。

「市立高等学校の在り方検討」につきましては、今年度、開催した「姫路市立高等学校在り方審議会」からの答申を踏まえ、高等学校教育のさらなる充実に向けて、市立高等学校の在り方を検討します。

最優先課題Ⅱ 生活の質を高める「デジタル改革」の「行政のデジタル化の加速」として、まず、「デジタル教育の推進」の「デジタル技術を活用した学習の充実」につきましては、遠隔教育、デジタル教科書、各種アプリ等を活用しながら、これまでの対面指導とICTを活用した指導との最適な組み合わせにより学習の充実を図ります。

「教職員のICT利活用への支援」につきましては、ICT支援員の増員等により、教育現場におけるICTの効果的な利活用を促進します。

次に、デジタル技術を活用した図書館機能の充実として、「電子図書館の整備」につきましては、新しい生活様式への対応として、スマートフォンなどで本が読める電子書籍の貸出サービスを令和4年12月に導入する予定です。

「図書館情報システムの充実」につきましては、図書館情報システムと郷土資料アーカイブシステム等との統合に併せ、マイナンバーカードによる貸出について、カード利用者に図書の出上限冊数を増やすなどの特典を付与します。

重点施策2 命輝く健康福祉社会の実現 「誰もがいきいきと生きられる社会の実現」「共生社会の実現」の「医療的ケア児への支援」として、まず、「看護師の派遣」につきましては、医療的ケア児が在籍する市立幼稚園、小中学校、義務教育学校、高等学校に看護師を派遣し、インスリン投与等の医療的ケアを実施します。

「医療的ケア児への通学支援」につきましては、看護師同乗の介護タクシーを派遣し、スクールバスに乗車できない市立特別支援学校の医療的ケア児の通学を支援します。

重点施策5 暮らしを豊かにする観光・産業の振興 「アフターコロナを見据えた観光戦略の展開」「観光資源の充実と魅力発信」の「体験型・滞在型観光の充実」として、「文化観光推進拠点施設としての機能強化」につきましては、5人のコア・アーティストを招聘し、姫路城や書写山圓教寺等を活用して、新たな視点で姫路の文化資源の価値を創出するアートプロジェクトを展開してまいります。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

重点施策5の美術館事業については、市長部局に移るのではないのですか。

(答)

現時点では教育委員会ですので、教育委員会として説明いたしましたが、4月からは市長部局になるため、4月以降、美術館事業は市長部局で行われます。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第69号 令和4年度教育委員会関係予算について
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第69号は、原案どおり可決しました。

教育長

○ 次に、
議案第70号 令和3年度姫路市一般会計補正予算(第12回 教育委員会所管分)について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育次長 議案第70号について説明)
歳入の補正額は、国庫支出金が7億2,014万2千円、市債26億9,160万円、合計34億1,174万2千円の増額でございます。歳出の補正額は教育費33億9,474万7千円の増額でございます。
内訳を御説明します

まず、第10項 教育総務費 第23目 保健体育費でございますが、国の補正予算に伴い、学校園において各校の実情に応じて保健衛生用品等を購入し、感染症対策を実施するための経費として、1億5,995万円を増額するものでございます。

第15項 小学校費 第20目 学校建設費及び第20項 中学校費 第20目 学校建設費につきましては、国の補正予算に伴い、令和4年度に実施予定であった学校施設の老朽化対策事業及び環境整備事業などの一部を、令和3年度予算に前倒して計上するもので、小学校費23億8,521万8千円、中学校費22億473万8千円を増額いたします。また、令和3年度当初予算において予算措置しておりました、小学校費7億2,131万8千円、中学校費6億3,384万1千円につきましては、令和3年度当初において国庫補助が不採択となったことから減額いたします。以上の増減を合計しまして、小学校費16億6,390万円、中学校費15億7,089万7千円を増額いたします。

歳入の内訳でございますが、先ほど歳出明細書で御説明しました事業の財源である、国庫補助金7億2,014万2千円、市債26億9,160万円を増額するものでございます。

次に、翌年度への事業費の繰越について御説明いたします。第10項「教育総務費」でございますが、先ほど御説明いたしました、学校園における感染症対策を、令和4年度に繰り越して実施するものでございます。第15項「小学校費」、第20項「中学校費」につきましては、先ほど御説明をいたしました、令和3年度予算に前倒しする学校施設の整備事業について、令和4年度へ繰り越して実施するものでございます。

次に、地方債補正でございますが、先ほど御説明いたしました市債の補正によりまして、義務教育等施設整備事業の起債限度額が、21億3,620万円から26億9,160万円を増額し、48億2,780万円となっております。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

教育長

○ 意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第70号 令和3年度姫路市一般会計補正予算（第12回 教育委員会所管分）について
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（委員）

〔 挙 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第70号は、原案どおり可決しました。

教育長

○ 次に、
報告事項の2 令和4年度からの学校給食費の公会計・無償化について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (健康教育課主幹 報告事項の2について説明)

『1 学校給食費の収納(姫路市学校給食費徴収規則)』につきましては、1月の定例会で、御報告しましたので割愛しまして、『2 学校給食用物資の調達』から御説明をいたします。

まず、「I 学校給食用物資納入業者登録制度」でございますが、

「1 趣旨」としましては、姫路市が発注する学校給食用物資の納入に関して、学校給食の安全安心な提供を行うため、給食用物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、給食用物資を納入する業者の登録制度を設けます。

「2 登録の資格要件」としましては、

(1)競争入札の参加資格等について第5項の規定により、いわゆる市の業者登録のある者、食品衛生法の一定基準を備えた者とし、学校給食の実施に必要な給食用物資の所要量を確実に供給できる能力を有し、かつ、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること等としております。

「3 登録の期間」としましては、令和4年4月から令和6年3月までとし、取扱給食用物資を18区分に分類します。給食用物資を配送する地区については、現在の納入業者に登録いただけるよう配慮し、献立ごとの7地区に分けて、登録を受けるものでございます。

「6 遵守事項」としましては、

(1)学校給食の意義、役割を理解し、食品に関する法律及びその他の関連法令等の遵守等としております。

「7 登録の取消し等」として、遵守事項違反、虚偽申請等、また給食用物資の納入業者としてふさわしくない行為があった場合には、給食用物資の納入取扱いの停止など必要な措置を講じます。

「II 学校給食用物資の登録制度」でございますが、学校給食で使用する食材等について安全性を確保するため、給食用物資は、登録業者から申請があり、市が認定する制度を設け、登録された給食用物資の中から選定を行います。物資の性質が登録制度にそぐわないものについては、品質、規格等を仕様書に定めて調達を行います。

「III 学校給食用物資の調達方法」でございますが、

「1 納入業者の選定」としましては、

(1)給食用物資は1品目ごとに、姫路市契約規則の規定に基づき実施する入札又は見積合わせにより選定します。その他特別な理由がある場合は、市長が別に定める方法で納入業者を選定します。その他特別な理由がある場合として、「2 生鮮品等の調達」がございます。

生鮮品については、スムーズな公会計への移行を目指し、当分の間の対応として、質の良い食材を調達する仕組みや、各学校や、給食センターへの搬送ルートが現在の学校給食会の調達で確立されております「姫路市場青果卸売協同組合」及び「姫路畜産小売事業協同組合」への一者随意契約による調達とします。

ただし、家島給食センター及び夢前給食センターにおいては、食数も少ないこ

とから、従来から実施している入札及び見積合わせにより対応いたします。物資の安定的な確保や一定の品質確保上、主食については、公益財団法人 兵庫県体育協会 兵庫県学校給食食育支援センターと、飲用牛乳については兵庫県が決定した事業者と引き続き契約いたします。

「3 物資調達の流れ（生鮮品等以外）」についてまとめますと、加工品などの登録物資は物資を選定し、登録外物資は仕様書で詳細内容を指定し、入札または見積合わせを行い、納入業者を決定いたします。

続きまして、『3 学校給食費の第3子以降無償化』でございます。

市立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校の学校給食において、令和4年4月から、第3子以降の給食費の無償化を実施するものでございます。

「1 趣旨」としましては、市立小中学校で実施する学校給食の給食費について多子世帯の抱えている子育ての経済的負担を軽減することで、安心して子育てができる環境の整備を図り、少子化対策に寄与することを目的といたします。

「2 無償化の対象」ですが、次の条件すべてに該当する者として、

(1) 対象児童及び生徒並びに保護者が姫路市内に住所を有していること。

(2) 同一世帯で、高校生等(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)から数えて市立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校に在学する児童及び生徒を3人以上養育していること、とします。

「3 無償化とする額」については、第3子以降の対象児童生徒の学校給食費を無償とします。ただし、年度途中に対象となった場合は、該当日以降の学校給食費とします。

「4 実施時期」は令和4年4月からで、

「5 影響額等」は、予算要求時点での把握をもとに試算した額でございますが、高校生から数えた第3子以降の人数については、小中学生合わせて3,986人、これに令和4年度の給食実施予定回数191回と給食単価をかけた総額が無償化による影響額となります。

2億842万8,750円の試算となっておりますが、これらが令和4年度の給食費として歳入する額から除かれるということになります。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

最終的には競争入札をするが、基本的には主だったものは安定供給ということも含めて、ほぼ納入業者が決まっているのですか。

(答)

納入業者については登録制度も設けて、まずは条件を満たした業者に登録していただき、そのなかで見積合わせや入札を行い、価格比較し、業者を決定していく流れです。

(補足)

公会計化のメリットの一つは、競争原理を働かせることですが、そのなかで、姫路場青果卸売協同組合と姫路畜産小売事業協同組合につきましては、当面の間、一

